

吹田市シティプロモーションPRグッズ等販売要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民にとって市への愛着や誇りを醸成することを目的とするシティプロモーションPRグッズ及び市の魅力発信につながる冊子等（以下「PRグッズ等」という。）の販売に関し必要な事項を定める。

(販売資格等)

第2条 PRグッズ等を販売することができる者は、吹田市情報発信プラザ運営等業務の受託者で自主事業を行う者並びに、市内に事業所若しくは販売店を有する者、その他これに類する者のうちシティプロモーション推進室長が認めた者（以下「販売者」という。）とする。

- 2 販売者は、「吹田市シティプロモーションPRグッズ等購入申込書」をシティプロモーション推進室長へ提出し、PRグッズ等を事前に購入しなければならない。
- 3 PRグッズ等の名称、販売価格及び卸売価格は、別に定める。ただし、卸売価格は販売者が第3条第1項に規定する季節性商品を除く同一のPRグッズ等を10個以上購入する場合に適用するものとする。

(PRグッズ等の特例)

第3条 PRグッズ等のうち、カレンダー等の販売期間が限定されるPRグッズ等（以下「季節性商品」という。）の販売者に限り、第2条第2項の適用を除外する。

- 2 季節性商品を販売しようとする販売者のうち前項の規定の対象となる者は、別に定める「吹田市シティプロモーションPRグッズ等（季節性商品）販売申込書」を事前にシティプロモーション推進室長へ提出し、預かった季節性商品（以下「在庫品」という。）については、適正に管理しなければならない。
- 3 季節性商品の販売者のうち第1項の規定の対象となる者は、当該販売期間終了後、概ね10日以内に別に定める「吹田市シティプロモーションPRグッズ等（季節性商品）販売実績報告書兼申込書」をシティプロモーション推進室長へ提出のうえ、販売個数に卸売価格を乗じた額を納付しなければならない。
- 4 季節性商品の販売者のうち第1項の規定の対象となる者は、当該販売期間終了後、販売できなかった在庫品についてはシティプロモーション推進室へ返却しなければならない。ただし、シティプロモーション推進室長が破損又は汚損したと認める在庫品については、当該販売者が購入しなければならない。

(販売上の遵守事項)

第4条 販売者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 販売者は販売時に市及びすいたんの信用又は品位の失墜のおそれがあるような表現を用いてはならない。
- (2) 販売者は販売価格に利益を上乗せして販売してはならない。

(販売資格の取消等)

第5条 市長は、販売者がこの要領の内容に違反していると認めたときは、販売資格を取消することができる。

2 前項の販売資格の取消しは、その理由を明記した取消通知書により通知するものとする。

3 販売資格を取消されたことにより販売者に生じた損害については、市は一切の責任を負わない。

(経費等の負担)

第6条 市は、この要領によるPRグッズ等の販売に係る申込みに要した費用及び販売に係る経費又はその役務を負担しない。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、PRグッズ等の販売に関し必要な事項は、シティプロモーション推進室長が定める。

附 則

この要領は、令和3年11月12日から実施する。